

保護者の皆様へ

貝塚市保育こども園課長  
ひがし保育園園長 高松 和久

## 新型コロナウイルス感染者が確認された場合の園の基本的な対応と 感染症に係る情報提供について（お願い）

平素は、本市特定教育・保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の第2波が懸念され、本市を含む近隣市町においても、感染者が確認されているところです。このような状況の中、先日、大阪府知事から8月1日~20日の間の5人以上の宴会の自粛の要請など、感染拡大防止に向けた取組みがなされています。

今般、保育園・認定こども園におきましても、園児及び職員に感染者が確認された場合の臨時休業等についての基本的な対応をお示しするとともに、これまでご家庭で取り組んでいただいている感染防止対策等について再確認させていただきます。

各ご家庭におかれましては、拡大及び感染リスクを軽減するため、今回の対応の趣旨をご理解のうえご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 園児及び職員に感染が判明した場合の臨時休園について

- ・感染が判明した翌日を開始日として、3日間を臨時休園とする(日曜・祝日等の休日を含む)
- ・保育時間中に判明した場合は、その時点で速やかに降園の措置をとります
- ・職員における濃厚接触者が多数いるなど、園の運営体制の整備に時間を要する場合は期間を延長する場合があります
- ・保健所の指示等により、濃厚接触者の特定や施設等の消毒、それらに関連する確認及び対応等が完了次第、3日を待たずして再開する場合があります

#### 2. ご家庭からの感染に係る情報提供について

- ・園児及びご家族・同居の方がPCR検査を受検した(予定を含む)場合や濃厚接触者に特定された場合、速やかに園へご連絡いただくようお願いします
- ・保健所や医療機関の調査があった場合は、在園である旨お申し出ください

#### 【出席停止の取扱いについて】

- ・園児の感染が判明した場合(治癒するまで)
- ・園児が濃厚接触者と特定された場合(最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間)
- ・ご家族・同居の方の感染が判明した場合(保健所が指示する期間)
- ・ご家族・同居の方が濃厚接触者と特定された場合(保健所から園児にも外出自粛が指示されている場合は、指示される期間)

### 3. 引き続きお願いする感染防止対策等について

- ・ 3密(密閉、密集、密接)を避ける
- ・ ご家庭での毎日の検温や体調の変化についての健康観察
- ・ 手洗いやうがい等の基本的な感染予防の励行
- ・ 37.5度以上の発熱がある場合は、園でのお預かりができません
- ・ 解熱後24時間経過するまでは、自宅での静養をお願いします

※上記のほか、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、基礎疾患がある方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、またそれ以外の方でも発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は、新型コロナ受診者センターに電話相談してください。この条件に該当しなくても、発熱や呼吸器症状などを確認した場合は、外出を控え、症状が治るまでは、ご自宅で健康観察を行ってください。症状が改善しない場合、かかりつけ医に受診してください。

※新型コロナ受診相談センター 電話06-7166-9911

<お問い合わせ先> 貝塚市健康子ども部保育こども園課  
TEL (072) 433-7024 (直通) / FAX (072) 433-7051